知っておきたいマンションライフ

－改訂若葉台管理ガイドブック（施設篇）－

若葉台住宅管理組合協議会

改訂若葉台管理ガイドブックの刊行にあたって

若葉台住宅管理組合協議会
会長　　柴田　中夫

若葉台住宅管理組合協議会の設立１０周年を記念して「知っておきたいマンションライフー若葉台管理ガイドブックー」が刊行されたのは、今から５年前の平成１２年４月でした。

その後の５年間の、特にテレビ放送のデジタル化およびインターネットに代表される通信のブロードバンド化の時代の流れは予想を超える急激な動きでした。

この時代の流れに先んじて若葉台では地域全体にわたって、テレビ放送のデジタル化に対応するためのＣＡＴＶ設備の改修工事および通信のブロードバンド化に対応するための光ファイバー（ＦＴＴＨ）工事が行われました。

ＣＡＴＶ改修工事および光ファイバー（ＦＴＴＨ）工事とも、平成１５年３月までにすべて完了し、若葉台地域のテレビ放送、通信の生活基盤は最先端となりました。

これを受けてこのたび、若葉台管理ガイドブックの中の施設篇の改訂作業を、ＣＡＴＶ等設備インフラ専門委員会が中心となり、若葉台管理センターの協力を得て行いました。

この「改訂若葉台管理ガイドブック（施設篇）」が、手にされる住民の方々にとって、ＣＡＴＶ設備やＦＴＴＨなどの理解の一助となり、マンション生活の質の向上に役立つことができれば幸いです。

改訂若葉台管理ガイドブック（施設篇）目次

１．ＣＡＴＶ施設、防犯・防火施設、エレベーターに関する事項

（１）若葉台にＣＡＴＶ施設が導入された理由

若葉台は高層の集合住宅団地であることと、地域の東側に高圧電線があることから、電波障害の為に地域のテレビの難視聴が建築当初に予想されたので、ＣＡＴＶ施設を利用し、テレビ放送の再送信を行っています。

また、高層住宅の自動火災報知設備、エレベーター、給水設備並びに立体駐車場等の管理を集中的かつ効果的に行うため、ＣＡＴＶ施設を利用し、防災関係の監視業務を行っています。

電波障害の原因－１
・高層住宅

電波障害の原因－２
・高圧線

防災センター

注．ＣＡＴＶ施設の主要な設備は防災センターにあります。

（２）ＣＡＴＶ施設で行っていること

現在のＣＡＴＶ施設で行っていることは、大きく分けて、テレビ放送・ＦＭ放送の再送信と防災関係の監視業務の２つあります。防災関係の監視業務については、防災関係のところで詳しく述べます。

１）再送信について

再送信とは、テレビ局からの電波を受信し、ＣＡＴＶ施設を通して各家庭に電波を送ることです。

①再送信している放送

表－１に若葉台のＣＡＴＶ施設にて、再送信しているテレビ、ラジオ局名を、また表－２にチャンネル一覧表（周波数配列表）を示します。これらの表から、テレビ放送の何が見られて、何が見られないのかが、分かります。テレビの再送信では、ＣＳ（通信衛星）放送を除いてほとんどの放送を受信できます。

ア　アナログ放送

昔から放送されているＶＨＦ帯１チャンネル（ＮＨＫ総合）や同４チャンネル（日本テレビ）等が代表的なアナログ放送ですが、これらのアナログ放送は、２０１１年にて放送が終了する予定となっています。

アナログ放送のうち、ＢＳ（衛星放送）の３局は、ミッドバンドに変換（Ｃ１６，Ｃ１８，Ｃ２０）して再送信しています。なお、第１２住宅管理組合以降はＢＳ－ＩＦ方式につき、アナログＢＳに対応するテレビやチューナーがあれば送信側と同じ周波数（マイクロ波）で、直接、受信できます。

ＮＨＫのＢＳ放送は通常の受信契約のほかに衛星契約が必要です。

イ　ＢＳデジタル放送

ＢＳデジタル放送の再送信は、周波数変換パススルー方式を採用していますので、ＢＳデジタルアップコンバーターを介して同一周波数で受信できます。第一住宅管理組合から第１１住宅管理組合の住棟の方は管理センターが斡旋しているＢＳデジタルアップコンバーターが必要です。第１２住宅管理組合から第１５管理組合の方は、ＢＳ－ＩＦ方式につきＢＳデジタルアップコンバーターは、不要です。

ＢＳデジタル
アップコンバーター

なお、ＷＯＷＯＷとスターチャンネルは、スクランブル有料放送ですので契約した方のみ受信できます。

デジタルチューナー

ウ　地上デジタル放送

　地上デジタル放送は、同一周波数パススルー方式を採用していますので、地上デジタルに対応する受像機または同チューナーがあれば、従来の地上アナログ放送と同じように直接、受信できます。

エ　ラジオ放送

　ラジオ放送は、ＦＭラジオ放送（６局）のみ再送信しています。

　ＡＭラジオおよび短波放送は、再送信していません。

ＢＳデジタルアップコンバーター規格表

項　目	規　格
入力周波数	２３５～３８７ＭＨｚ
出力チャンネル	ＢＳ　ｃｈ１，３，１３，１５
出力周波数	１０３２から１３３６ＭＨｚ
通過損失（入力―CATV 出力）	３ｄＢ以下
最大出力レベル	８１ｄＢμ
入・出力インピーダンス	７５Ω（Ｆ型コネクター）
ＶＳＷＲ	入力２以下、出力２．５以下
電源	ＤＣ１５Ｖ（ＢＳ出力端子から受電）
消費電力	４Ｗ
使用温度範囲	０～㊉４０℃
外観寸法	３８（Ｈ）×１５２（Ｗ）×１２２（Ｄ）ｍｍ
質量（重量）	約４００ｇ

※ＢＳデジタルアップコンバーターは管理センターで斡旋しています。

若葉台CATV受信可能放送局一覧表(2005年3月現在)

	ch	放送局名	受信可否	備　　考
アナログ放送	1	NHK総合	○	ｱﾅﾛｸﾞ放送は、2011年にて放送終了予定。2、7、9chは、空きﾁｬﾝﾈﾙ
	3	NHK教育	○	
	4	日本テレビ	○	
	5	テレビ神奈川	○	UHF 42chをVHF 5chに変換
	6	TBSテレビ	○	
	8	フジテレビ	○	
	10	テレビ朝日	○	
	11	放送大学	○	UHF 48chをVHF 11chに変換
	12	テレビ東京	○	
	C17	テレビ埼玉	○	UHF 38chをﾐｯﾄﾞﾊﾞﾝﾄﾞC17chに変換
	C21	千葉テレビ	○	UHF 46chをﾐｯﾄﾞﾊﾞﾝﾄﾞC21chに変換
	C16	WOWOW	○	BS-5をﾐｯﾄﾞﾊﾞﾝﾄﾞC16chに変換、ｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ有料放送
	C18	NHK衛星第1	○	BS-7をﾐｯﾄﾞﾊﾞﾝﾄﾞC18chに変換
		NHKｱﾅﾛｸﾞﾊｲﾋﾞｼﾞｮﾝ	×	再送信ナシ
	C20	NHK衛星第2	○	BS-11をﾐｯﾄﾞﾊﾞﾝﾄﾞC20chに変換
	注)BS-5,7,9,11は衛星ｱﾅﾛｸﾞ放送。BS-9を除いてﾐｯﾄﾞﾊﾞﾝﾄﾞに変換(上記) ただし第12住宅管理組合以降は、BS-IF方式につき対応の受像機があれば直接受信可能 なお、WOWOWは、C-16chでのｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ解除は不可(ﾎｰﾑｺﾝﾊﾞｰﾀ使用時を除く)			
BSデジタル放送	BS-1	NHK衛星第1	○	第一住宅管理組合から第11住宅管理組合はｱｯﾌﾟｺﾝﾊﾞｰﾀｰ必要 第12住宅管理組合以降は、BS-IF方式につきｱｯﾌﾟｺﾝﾊﾞｰﾀｰ不要 ﾃﾞｰﾀ放送、EPG(番組情報)、BSﾗｼﾞｵ放送、双方向番組あり なお、WOWOWとｽﾀｰﾁｬﾝﾈﾝﾙは、ｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ有料放送
	BS-2	NHK衛星第2	○	
	BS-3	NHKﾃﾞｼﾞﾀﾙﾊｲﾋﾞｼﾞｮﾝ	○	
	BS-4	BS日テレ	○	
	BS-5	BS朝日	○	
	BS-6	BSーi	○	
	BS-7	BSｼﾞｬﾊﾟﾝ	○	
	BS-8	BSフジ	○	
	BS-9	WOWOW	○	
	BS-10	ｽﾀｰﾁｬﾝﾈﾙ	○	
地上デジタル放送	D1	NHK総合	○	地上ﾃﾞｼﾞﾀﾙ放送受像機または同チューナーがあれば、そのまま受信可能(同一周波数ﾊﾟｽｽﾙｰ方式採用) ﾃﾞｰﾀ放送、EPG(番組情報)、双方向番組あり
	D2	NHK教育	○	
	D4	日本テレビ	○	
	D5	テレビ朝日	○	
	D6	TBSテレビ	○	
	D7	テレビ東京	○	
	D8	フジテレビ	○	
	D9	東京MXﾃﾚﾋﾞ	○	
	D10	テレビ神奈川	○	
	D11	放送大学		2006年12月放送開始予定、その後に再送信予定
CS		ｽｶｲﾊﾟｰﾌｪｸ	×	CS(通信衛星)ﾃﾞｼﾞﾀﾙ放送、ｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ有料放送
110℃S		ｽｶｲﾊﾟｰﾌｪｸ110	×	110度CSﾃﾞｼﾞﾀﾙ放送、ｽｸﾗﾝﾌﾞﾙ有料放送

FMラジオ放送

周波数	放送局名	受信可否	備考
77.1MHz	放送大学	○	
80.0MHz	FM東京	○	
81.3MHz	FMｼﾞｬﾊﾟﾝ	○	
81.9MHz	FM横浜NHK	○	
82.5MHz	FM東京NHK	○	
84.7MHz	FM横浜	○	

デジタルラジオ放送

帯域	放送局名	受信可否	備考
VHF帯	ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾗｼﾞｵ協会	×	デジタルラジオ音声放送。ﾃﾞｰﾀ、静止画ｻｰﾋﾞｽ、試験放送中

注)AMﾗｼﾞｵ放送、短波放送は再送信ナシ

若葉台団地チャンネル一覧表（周波数配列表）　テレビ設定をする際にご使用ください。

②機器の接続方法について

各家庭の壁のテレビ端子とテレビ受像機アンテナ端子とのケーブル接続方法は、建物により異なります。その接続の代表的な接続例を図１・２・３に示します。

ＢＳデジタル
アップコンバーター

デジタルチューナー

ア　第一住宅管理組合から第１１住宅管理組合の場合

地上デジタル放送を受信する場合の接続例を図－１に示します。

ＢＳデジタル放送を受信するには、ＢＳデジタルアップコンバーターの出力にテレビまたはチューナーを接続します。ＢＳデジタル放送と地上デジタル放送の両方を受信するには、２分配器（市販品）が必要となります。（図－２）

イ　第１２住宅管理組合から第１５住宅管理組合の場合

ＢＳデジタル放送と地上デジタル放送の両方を受信するには、混合（分配）器が必要です。なお、ＢＳ－ＩＦ方式（建物の屋上に共有のパラボラアンテナが設置）のため、ＢＳデジタル放送およびＢＳアナログ放送ともにＢＳデジタルアップコンバーターがなくても受信できます。（図－３）

ウ　ＦＭ放送受信の場合

東京タワーなどの電波の到来方向の窓側に、ＦＭ受信機のロッドアンテナまたはアンテナ線を向けても十分受信できない場合は、壁のテレビ端子にＦＭチューナーのアンテナ端子を接続して聞いてください（分配器を使用することが適切です）。

第一組合から第１１組合

地上デジタル機器の接続方法（住戸内）

１）一般的なテレビで受信する場合

※ハイビジョン放送が受信できますが、ハイビジョンの画質にはなりません。

「画面の上下に黒帯がでます。」

２）デジタルハイビジョンテレビで受信する場合

※チューナー内蔵テレビへのケーブル接続は、メーカーにより端子数が異なるため取扱説明書を参照下さい。

第一組合から第１１組合

地上デジタル機器（BS デジタルも受信する場合）の接続方法（住戸内）

１）一般的なテレビで受信する場合

※ハイビジョン放送が受信できますが、ハイビジョンの画質にはなりません。

「画面の上下に黒帯がでます。」

２）デジタルハイビジョンテレビで受信する場合

※チューナー内蔵テレビへのケーブル接続は、メーカーにより端子数が異なるため取扱説明書を参照下さい。

第１２組合から第１５組合

地上デジタル機器（BS デジタルも受信する場合）の接続方法（住戸内）

１）一般的なテレビで受信する場合

※ハイビジョン放送が受信できますが、ハイビジョンの画質にはなりません。

「画面の上下に黒帯がでます。」

２）デジタルハイビジョンテレビで受信する場合

※チューナー内蔵テレビへのケーブル接続は、メーカーにより端子数が異なるため取扱説明書を参照下さい。

③よくある質問

ア　WOWOWについて

　WOWOWは、アナログとデジタルがあり、どちらも契約が必要です。アナログWOWOWは、ホームコンバーターが必要で、管理センターで斡旋しています。ただし、２０１１年で放送が終了の予定ですので、デジタルWOWOWを受信することをお勧めします。

　デジタルWOWOWは、ＢＳデジタル放送の受信方法と同じです。なお、スクランブルのかかった有料放送のため、契約をしないとスクランブルが解除されないので、見ることができません。

イ　スターチャンネルについて

　前項のデジタルWOWOW放送と同じで、有料放送のため、契約が必要です。

　なお、スターチャンネルは、ＣＳ（スカパー）でも放送していますが、若葉台ＣＡＴＶでは再送信していません。

ウ　ＣＳ放送受信用パラボラアンテナ設置について

　バルコニーや窓の面格子にパラボラアンテナを設置することは、住宅管理組合規約・細則にて制約されています。高層住宅の特殊性から、台風時の風圧や取り付け金具の劣化等による落下事故の危険を避けなければなりません。したがって、管理組合の許可が必要です。必ず集会所の管理人あるいは、管理組合理事にご確認ください。なお、ＢＳアンテナを設置する場合も同じです。

エ　ハイビジョン映像について

　ハイビジョン放送は、ＢＳデジタルおよび地上デジタル放送に対応したチューナー内蔵の受像機または、同チューナーがあれば見ることができます。ただし、ハイビジョン放送本来の高画質映像で見るためには、ハイビジョン対応の高画質受像機が必要です。また、通常の縦横比４：３のテレビでハイビジョン映像を受信すると、上下が黒い帯となり画像が小さくなります。ワイドテレビ（１６：９）の場合は、上下の黒い帯は出ません。

オ　双方向サービスについて

　双方向サービス（クイズ番組）に参加する場合は、テレビまたは、チューナー（受像機は、Ｄ端子必要）にアナログ電話回線を接続する必要があります。双方向サービス利用時の電話料金は、各地域の市内電話料金がかかります。

壁のテレビ端子の交換は要注意！

　テレビ端子は、上下階の他の家庭と直列接続にとなっているため、無断で工事をすると受信障害や受信停止となり、他の家庭に迷惑をかけることになります。端子変更・交換等の工事のときは、必ず、管理センターに連絡をしてください。端子は標準仕様・規格以外の端子への交換は、トラブルの原因となりますので、業者に交換を依頼するときも、管理センターに確認をしてください。

２０１１年にアナログ放送が終了すると今のテレビは使えなくなるのでしょうか？

　そのようなことはありません。今までのアナログテレビは、アナログチューナ部のみは使えなくなりますが、ビデオ入力端子付のテレビであれば、デジタルチューナーを購入して、そのビデオ出力を今のテレビのビデオ入力端子に接続すれば見ることができます。ただし、標準画面（４：３）のテレビでは、上下が黒い帯となり、やや縮小された画面になります。新たにアナログテレビを購入する場合は、Ｄ端子付のテレビをお勧めします。Ｄ端子にデジタルチューナーを接続すれば、データ放送やＥＰＧ（番組情報）が、またＤ３端子以上は、より良い画質で受信できます。

　なお、新規購入の場合は、高価にはなりますが、デジタルテレビが最適なことは、言うまでもありません。

　テレビ映像の異常（受信障害など）や映りが悪い時は、管理センター（防災センター）にお電話ください。２４時間対応しています。

電話　９２１－３３６１

２）監視機能について

①防災センターの役割

ア　ＣＡＴＶ施設監視業務

各住棟及び駐車場からの警報信号はＣＡＴＶ施設を利用して防災センターの監視卓に送られます。

防災センターでは警報信号を確認すると同時に警備員が現場に急行し応急措置を講じます。

防災センターに送られてくる信号は以下のとおりです。

・火災の発生
・消火栓ポンプの起動
・エレベーターの故障
・エレベーターの停電
・エレベーターの非常呼出し（通話）
・給水装置の故障
・立体駐車場内の火災発生
・立体駐車場の非常呼出し
・ＣＡＴＶ機器の故障

イ　緊急出動と対応（２４時間監視）

住戸内の水漏れ、共用部分の停電等突発的に発生する事故に対しても、連絡があれば現場に急行して状況を確認し、応急措置、または緊急業者へ連絡いたします。

②ＣＡＴＶ警報による防災センターの対応

感知器

発信機

受信機

ア　住棟にて火災報知設備が作動した時

住戸内及び共用部分にある感知器が作動した場合、または共用部分に設置している発信機の押しボタンが押された場合、防災センターへの信号が送られます。

防災センターでは作動した住棟のみ表示されますので、監視員は信号を受けて、その住棟に駆けつけ、エレベーターホール等に設置されている受信機で発生箇所を確認した後、必要に応じて消防署に連絡します。

注１．自動火災報知設備の設置されていない建物もあります。

注２．自動火災報知設備から直接消防署に連絡は行きません。

※火災発生時には１１９番へ通報して下さい。

イ　エレベーター非常時

エレベーター故障、または非常ボタンが押された場合、防災センターへ信号が送られます。

防災センター内に設置されているインターホンにてかご内と通話し、状況を把握して応急措置、または保守会社に連絡する等の対策を講じます。

一斉停電でエレベーター内に閉じ込められた時には、防災センターで同時に対応ができませんので、応答の順番がくるまで冷静に待つことが大切です。

操作盤に非常ボタンがあります

ウ　給水設備が故障した時

給水ポンプが停止した場合、または受水槽並びに高置水槽の異常が発生した場合、防災センターへ信号が送られます。

防災センターではポンプ室等に駆けつけ、状況の確認、応急措置、または保守会社に連絡する等の対策を講じます。

エ　立体駐車場で火災報知設備が作動した時、または非常押しボタンが押された時

立体駐車場内にある火災報知設備が作動した場合、または非常押しボタンが押された場合、防災センターへの信号が送られます。

防災センターでは立体駐車場に駆けつけ、状況の確認、応急措置をした後、消防署、保守会社等に連絡する等の対策を講じます。

また、防災センターから立体駐車場への非常放送もできます。

（３）ＣＡＴＶ施設の管理について

１）管理に関する取り決め等

①住民と神奈川県住宅供給公社等との関係（図－４）

・みなさんが若葉台に入居した時に、公社と締結した住宅の契約書の中の、特記・承認事項の「若葉台有線テレビ共同受信施設利用規約」を認め契約しています。

・住宅管理組合は公社との間で「協定」を結び区分所有者からの維持管理費を、公社に一括納入しています。

・公社は管理センターに施設の管理を委託しております。単年度の修繕計画や維持管理費等の精算書は、管理センターから公社に提出され、公社から管理組合に報告されております。

②施設の将来（施設の移管）について

「若葉台有線テレビ共同受信施設利用規約」には、すべての住宅建設が完了した時には、

・公社は利用者施設の所有権を移し、
・利用者は施設維持管理のために利用組合を結成し、
・区分所有者全員で運営管理を行うこと

が、定められています。若葉台の住宅建設が完了した時点で、若葉台ＣＡＴＶ施設の所有権が住民に移管されます。

③住宅管理組合協議会との関わりについて

・住宅管理組合協議会役員会は監査委員を置き、維持管理費等の監査をしています。

・住宅管理組合協議会役員会は修繕計画や維持管理、施設の改善等についてＣＡＴＶ等設備インフラ専門委員会に諮問し、答申を受けて検討しています。

若葉台ＣＡＴＶ施設の運営管理系統図

図－４

２）ＣＡＴＶ施設の維持管理費について

①維持管理費の収入

管理費は１戸当たり１ヶ月６５０円を負担しております。

・管理組合（第一から第１５）	５１１２戸分
・賃貸住宅	７９２戸分
・ヴィンテージ・ヴィラ横浜	３２６戸分
・トレクォーレ横浜若葉台	９２戸分
・神奈川県住宅供給公社（未建設分）	９５戸分
・雑収入	

（平成１６年３月時点）

注．平成１３年度から平成１５年度までの平均

②維持管理費の支出

管理費は１戸当たり１ヶ月６５０円を負担しております。

注．平成１３年度から平成１５年度までの平均

（４）ベルの種類とその対応について

１）防犯・防火ベルについて

①防犯ベルについて（一部管理組合ではブザーの呼称を用いていますが、ベルで統一して記述します）

ベルには防犯のベル（管理組合によってはブザーに変更）と、火災報知設備のベルとエレベーターのベルと３つがあります。ベルが鳴った時の対応方法と、消防設備等について説明いたします。

ベルが鳴った場合はいずれの場合にも何のベルかを確認し、対応する必要があります。

防犯ベル

防犯ブザー

ア　防犯ベルの鳴った場合

住宅内の防犯用押しボタンを押すと階段室にある防犯ベル（複数戸で１個）が鳴り、非常灯が点灯し、その住宅に非常事態が発生したことを知らせます。

近所に声をかけ合ってその住宅の様子を見てください。

事件で助けを求めている場合には「１１０番」に電話する等適切な対応が必要です。

間違って押した場合には、直ちに押しボタンを復旧し、外に出て近所の方に誤報であったことを知らせてください。

防犯ベルは防災センターへ信号が送られません。

イ　押しボタンの復旧方法

（ア）押しボタンの枠を外す。
（イ）押しボタンを手前に引いて元に戻す。
（ウ）枠についているカバーを元に戻す。
（エ）枠をはめる。

（ア）　（イ）　（ウ）　（エ）

②火災報知ベルについて

ア　火災報知器具の種類

火報ベルは総合盤内に入っています。

感知器は住戸内の居室及び共用部分の天井部分に設けてありますが、建設の時期により感知器の種類、設置場所に大幅な違いがあります。

どのような感知器がどこに設けてあるかは、各人が調べ知っておく必要があります。

この感知器が異常を感知した時に、感知器よりエレベーターホール等に設置されている受信機に信号が行き、受信機から防災センターに信号が行きます。

この時点で受信機前面に発生箇所の表示が点灯し、建物内の火報ベル「全館鳴動、区分鳴動」が鳴ります。

注１．煙感知器とは火災により発生する煙を感知し信号を送るもので、天井に取り付けてあります。

注２．熱感知器には２種類あり、何れも火災により発生する熱を感知し信号を送るもので、温度の上昇率が一定以上になった時に作動する「差動式スポット型」と、一定温度になった時に作動する「定温式スポット型」があります。

住戸内の居室に取り付けてあるものは「差動式スポット型」で暖房による温度上昇や気温変化では作動しません。

注３．感知器の設置されていない建物もあります。

イ　火災発見時の住民の対応

火災発生時には一刻も早く消防署に連絡することが必要です。発見しだい直ちに１１９番通報することが必要です。

また、近くに発信機（押しボタン式）のボタンを押しますと火報ベルが鳴り、建物内外に火災を知らせます。

同時に受信機からの信号が、防災センターへ送られます。

２）消火設備について

①屋内消火栓

屋内消火栓

屋内消火栓は階段室並びに廊下等に設けられています。

屋内消火栓の箱の上部にある押しボタンを押しますと、ポンプ室にある消火栓ポンプが起動します。

ポンプが動き始めると、消火活動に必要な放水圧力と放水量が確保され、消火栓箱に収めてあるホースを使って消火活動ができます。

注１．屋内消火栓の上部にある押しボタンは発信機になっていま

す。

注２．屋内消火栓には。４０ｍｍ／１５ｍのホースが２本収めてあります。

②非常用コンセント設備

屋内消火栓箱の上部に、消防隊の移動用照明器具や破壊器具等の電源として非常用コンセント（単相・１００Ｖ）を設けています。

注１．屋内消火栓と非常用コンセントの設置されていない建物もあります。

屋外送水口

放水口

ホース格納箱

消火器

③連結送水管設備

連結送水管は火災時に消防隊が屋外送水口（スタンド型）から消防車で送水します。

消防隊は建物内の廊下に設置してある放水口（１０階以下）及び、ホース格納箱（１０階以上）を利用して消火活動を行います。

注１．連結送水管は、屋内消火栓と区別するため、箱の前面に消防隊専用マーク（丸シール）が貼り付けてあります。

注２．連結送水管の設置されていない建物もあります。

④共用部分の消火器

粉末「ＡＢＣ」消火器が、火災の初期段階の消火活動用として設けてあります。

粉末「ＡＢＣ」消火器はすべての火災に使用することができます。

⑤一般家庭の消火器

一般家庭に設ける消火器の種類、内容及び取扱い方は次のとおりです。

ア　消火器の種類

消火器の種類は粉末系統、液体系統、ガス系統の３種類あります。

一般には、粉末系統と液体系統が使用されています。

また、横浜市では粉末式の４型消火器（薬剤容量１．５ｋｇ入）を斡旋しています。

イ　粉末系統と液体系統との違い

物は酸素と熱により燃えます、従って酸素、熱を取り除

くことにより消火することができます。
　粉末系統の消火器は燃焼物より酸素を除去し（空気と燃焼物とを遮断）、液体系統の消火器は燃焼物を冷却し（燃焼物の温度を下げ）消火します。

ウ　粉末系統と液体系統の長所と短所

　粉末式消火器は油火災の時には一瞬にして消火できますが、放射時間が短く、再燃する可能性があります。
　水（液体）消火器は粉末式よりも消火に時間がかかりますが、放射時間が粉末式の２倍以上あり、再燃する可能性はありません。

エ　消火器の使用方法

　消火器の使用方法は全国統一で、
　　（ア）安全栓を抜く
　　（イ）ホースをはずし火元に向ける
　　（ウ）レバーを強くにぎる
　となっています。

３）エレベーターのベルについて

　エレベーター内の非常用押しボタンを押しますと、防災センターに通じると共に、エレベーターホール内に設置の非常ベルが鳴ります。
　非常ベルは、防災センターと連絡が取れた場合は止まります。詳細についてはエレベーターに関する事項で後述いたします。

（５）火災に対する対策、避難方法について

地震、火災等で避難をするには、梯子消防車以外にもいろいろあります。

そのために日常生活にも注意しなければならない点があります。

火災に対する対策、避難に対する対策その他について説明します。

１）消防署の活動に関すること

①梯子消防車の活動範囲と留意点

ア　概要

若葉台消防出張所に平成１１年に全長約１０メートル、車幅約２．５メートル、高さ３．７メートルの梯子消防車が配属されています。

この梯子消防車が通行するには、最低３．５メートルの道幅が必要になります。

イ　活動範囲

若葉台消防出張所の梯子消防車は、梯子本体は５連式のバスケット付きで最大３５メートルまで伸ばすことができます。

現場で活動する時には、アウトリガージャッキを車の左右に２本づつ張出して車両を固定しますが、この時幅が約５メートル必要になります。

また、高所から避難者を救出するにはバスケットで地上に降ろしますが、この時車両の停車位置を含めて約１５メートルの長さが必要になります。

ウ　梯子の届く高さ

若葉台消防出張所の梯子消防車で、最大３５メートルまで梯子を伸ばすことができます。

３５メートル梯子を伸ばした時に最大１２階が限界となります。

１１階以上に梯子消防車の梯子が届かないことを考えて、１０階以下の部分と１１階以上の部分を、消防法では区別して設備を設けることを規定しています。

注１．１１階以上の建物に、設置を義務付けてある設備は、

①自動火災報知設備
②非常用コンセント設備
があります。

②消火活動の支障となること

若葉台は高層共同住宅群のため、前記梯子消防車が火災の時には必ず出動します。

障害となる自動車等障害物がありますと、現場に容易に接近できなくなります。

また、現場に接近しても、建物の周囲に必要な余地がないと、十分な活動ができなくなります。

消防署からも、消防活動に支障になる無法駐停車をしないよう要望があります。

2）避難用の設備に関すること

２方向避難と称し、３階以上の建物には火災時の避難のために、２方向に避難できるように義務付けています。

避難施設は、建物規模・建設時期及び建物の形状により、器具または設備が異なっています。これは火災等の際、出入口などの通常の避難手段が使えなくなった時に、避難階に通ずる経路を設けておくものです。

若葉台では、玄関出入口より避難手段ができなくなった場合に備え隔壁ボード、避難梯子を設けています。

①隔壁ボード

バルコニーの隣家に接する所に設けてあり、簡単に破損できる仕切り板です。火災時の重要な避難通路となりますので、通行の邪魔になるものを置くことは消防法違反になります。

②避難用梯子

バルコニーの床にあり、蓋を上に開けることで、梯子が下の階に降ります（下の階ではバルコニーの天井改め口のような所より梯子が降りてきます)。火災時の重要な避難経路となりますので、梯子の落下に邪魔になるものを置くことは消防法違反になります。

③非常出口と誘導灯

集会室等には火災などの災害発生時に、安全に避難場所に避難できるように誘導灯、または誘導標識が設置してあ

ります。
　誘導灯には停電になっても２０分間は点灯するよう、蓄電池が内蔵されています。

３）その他の施設に関すること
　火災の延焼拡大及び煙の拡散を構造的におさえる施設で、防火区画、防火戸・防火シャッターなどがあります。

①防火区画
　火災が発生した場合にその火災を部分的にとどめ、他への延焼を防止するとともに、煙の拡散防止をはかることは、人命の安全を確保する上において極めて重要なことです。
　各住戸は１つの防火区画になっています。住戸以外に縦方向の区画（階段、エレベーター等）及び用途区画や面積区画（たとえば建物内の通路と自転車置場）などの水平区画があります。

防火戸

②防火戸・防火シャッター
　防火区画を構成するものの中に、防火戸があります。
　防火戸は設置場所、設置目的により複数の種類があり、性能、構造にいろいろと規定されています。
　人の通行する防火戸には常時閉鎖のものと火災発生時に自動的に閉鎖するものとがあります。
　玄関ドアー（ドアチェック付）は常時閉鎖の防火戸です。温度ヒューズ溶解で閉鎖する防火戸、煙感知器や熱感知器と連動する防火戸及び防火シャッターがありますが、何れの場合も火災時には各設備の作動状況を早期に確認し、作動しないものは、手動操作で作動させなければなりません。
　また、状況によっては、自動的に作動する前に手動で作動させることも考えられるので、各設備の機能、目的を理解し取り扱い方法を習熟しておくことが大切です。

（６）エレベーターについて

エレベーター保守点検、安全装置、管理と故障・その他について説明いたします。

１）保守点検

建物内の縦の交通機関である昇降機は、日常生活に不可欠の設備です。

そのため、いつでも、いつまでも安全・快適な状態で動き続けるよう、故障や事故などを未然に防ぐチェックが不可欠です。

それが保守（メンテナンス）点検です。

保守点検は管理組合により異なりますが、隔月～月に１、２回行っています。

２）安全装置

エレベーターには、各構造のそれぞれの部分に、数多くの安全装置が取付けられています。

建築基準法施行令によって義務づけられているものだけでも電磁ブレーキ、調速機、非常止め装置、停電灯などがあります。

このほかさらに、各メーカー独自の安全装置、安全対策も盛込まれています。

注. 各メーカー独自の安全装置は建物により違いがあります。

各エレベーター保守会社は、常に安全を最優先で保守を行っています。

３）故障発生時の対応（図－５）

エレベーターの故障等により、かご内に閉じこめられても、窒息のおそれはありません。

無理に脱出しようとせず、まずインターホンで防災センターと連絡をとるように心がけてください。

かご内の「非常押しボタン」を押しますと、エレベーターホール出入口近くに設置されている非常ベルが鳴り、防災センター（２４時間監視）と通話ができ、防災センターは直ちに対応します。

防災センターの受信者が、より迅速・的確に対応できるように、エレベーターの状況をできる限り詳しく説明する必要があります。

なお、非常ベルは、防災センターが信号を受信すると止まります。

また、エレベーター保守会社も同様に２４時間体制をとっていますので、故障・異常・緊急事態が発生した時に、各保守会社の技術員が現場へ緊急出動を行うことができます。

保守会社は横浜市内にありますので、緊急出動を要請して、技術員が到着するまで約１時間程度必要になります。

注. 保守会社の所在地（管理組合により異なります。）と交通状況により、到着時間にかなりの違いが生じます。

①戸が開かない場合

ア　「非常用ボタン」を押してください。防災センターと通話ができるようになります。

イ　防災センターとの通話により「戸開ボタン」を押すようにとの指示が出ると思います。

ウ　「戸開ボタン」を押して開かない場合には、防災センターとの通話による次の指示に従ってください。

②停電の場合

停電の場合、エレベーターがたまたま走行中であれば、階の間に停止していわゆる「缶詰」となることもありますが、電源が復旧しさえすれば再び正常に運転できるもので、それ自体は故障ではありません。

このような場合でも、まずインターホンで防災センターと連絡をとるよう心がけてください。

停電の場合は、複数のエレベーターが「缶詰」となる場合があります。

防災センターでは、非常ボタンが押された時、どのエレベーターかすぐに判ります。ただし、防災センターとの通話は１台づつしか通話ができませんので、順番に通話いたしますので時間がかかります。

なお、かご内は停電灯が点灯（３０分間）します。

また、停電すると同時に防災センターでは、停電の原因調査と同時にエレベーター保守会社へも連絡します

停電が復旧していない場合には、保守会社が現場へ到着しだい順番に救出作業を実施いたします。

エレベーター停止＜故障・事故の対応＞

※　一部対応の異なる管理組合があります。

４）異常発見時の対処

エレベーターのトラブルを未然に防止するため保守点検をしていますが、下記のような状態を発見した場合、管理組合理事、管理人、管理センターのいずれかに連絡してください。

①運転状態

ア　起動から停止までの間に異音、振動がある場合

イ　かごと乗場の床面に段差がある場合

②操作盤及び表示ランプ

ア　操作ボタンなどが破損している場合

イ　戸開閉ボタンが正常に動作しない場合

ウ　位置表示灯、方向灯が正常に点灯しない場合

③天井灯、換気ファン

ア　天井灯（照明器具）のランプが切れていたり、ちらついたりしている場合

イ　換気ファンに振動や異音がある場合

④戸

戸がスムーズに開閉しない場合

⑤敷居

溝に小石やごみが入っている場合

５）エレベーター内での緊急事態対応

エレベーター内にある非常ボタンを押しますと、防災センター（及びエレベーターホール）と音声による通話が可能になります。

また、エレベーター内で緊急事態が発生した時、非常ボタンを押し続けてください。音声による救助を求められます。

注．かご内にある【非常押しボタン】は非常時に外部「防災センター・１階インターホン（エレベーターホール収納箱内）」との連絡を可能にする大切な装置です。

エレベーター
インターホン

６）火災、大規模地震発生時のエレベーターの利用方法

①火災発生時

火災発生時には、エレベーターで絶対に避難しないでください。

建物内で火災が発生した場合、消火作業に伴う電源遮断などで閉じこめられるおそれがあります。

（避難にはエレベーターを利用しないで階段を利用してください）

②地震発生時

ア　かご内で地震が感じたら、操作盤の行先ボタンを全部押し、最初に停止した階で降りてください。

イ　地震時、エレベーターで絶対に避難しないでください。

エレベーターでの避難は、機器の損壊によるかご内への衝撃、停電による利用者の閉じ込めなどのおそれがあります。

７）エレベーター利用の際の注意事項

①定員及び積載量

定員及び積載量は室内に掲示されています。他の乗物と同様無理な乗り込みは危険です。

定員を超過すると、警報ブザーが鳴って戸閉が不能になります。

乗りすぎた乗客が降りれば通常運転にもどります。

②静止の遵守

乗客がふざけて飛び上がった動揺でエレベーターが急に停まることがあります。エレベーターにはいろいろな安全装置があり、このような場合もエレベーターの異常と判断して止まることがあります。

③戸に手を触れない

エレベーター戸は自動式ですので手を戸に触れないようにご注意ください。

戸が開く時引き込まれる危険がありますので、特に子供は十分注意してください。

④幼児の利用

エレベーターの操作や注意書きなどが理解できない年少者のひとり乗りは万一「缶詰」になった時のことなどを考えると非常に危険です。

必ず保護者と同乗する様にご注意ください。

⑤禁煙

かご内は禁煙です。

⑥溝のゴミ詰り

敷居の溝にゴミなどを入れないようにご注意ください。

８）エレベーターのトランクについて

各住棟の１台のエレベーターは、担架等の運搬ができるように、かごの奥にトランクが設置されています。

トランクの扉は鍵を用いなければ開けることのできない構造になっています。

トランクの扉の鍵は、各管理組合または若葉台管理センターと連絡の上借用してください。

２．電話に関する事項

※資料作成にあたり、ＮＴＴのご協力をいただきました。

（１）電話回線について

「加入電話」は、通話やファクス等をご利用いただける基本的なサービスです。

新設・増設や引越しの際は、ＮＴＴ東日本へ以下の手続きをとってください。

１）電話新設の時

①新設申込み

局番なしの「１１６」又はインターネット

（http://www.ntt-east.co.jp/shop/）

②必要書類

名前を確認できるもの（運転免許証、健康保険証等）

２）引越しの時

①移転申込み

局番なしの「１１６」又はインターネット

（http://www.ntt-east.co.jp/shop/）

②連絡内容

現在の電話番号・契約者名義・電話設置場所（現在と新住所）・工事希望日（取外し・取付け）

３）福祉電話の設置の時

ひとり暮らしの老人や身体障害者など、緊急連絡のための福祉電話を設置することができます。

※市町村など、自治体を通じて設置する場合

福祉電話を市町村の名義で設置することができます。詳しくは市役所・町村役場へ相談してください。

若葉台の場合：旭区役所　福祉保険サービス課　954-6115

（２）その他の便利なサービス

１）電話帳の利用が困難な方への無料案内（ふれあい案内）

・身体障害者手帳をお持ちで、視覚障害（１－６級）、肢体

不自由（１・２級）の障害のある方、精神障害手帳をお持ちの方はすべて対象となります。

・戦傷病者手帳をお持ちの方で、視力障害（特別項症～第６項症）、上肢障害（特別項症～第２項症）がある方、療育手帳をお持ちの方はすべて対象となります。

①申込方法

お持ちの障害手帳等を持参し、近くのＮＴＴ東日本へ申し込むかフリーダイヤル「０１２０－１０４１７４」へ相談してください。

２）耳や言葉が不自由な方からの１０４番への問い合わせ

自分のＦＡＸ（電話）番号と問い合わせ先の住所・名前・業種などを記入して、ＦＡＸで問い合わせてください。

フリーダイヤル「０１２０－０００１０４」（ＦＡＸ）

３）迷惑電話の相談

迷惑電話にもいろいろありますが、まず、どのタイプの迷惑電話かを確かめることが効果的な対策を選ぶ第一歩です。

ＮＴＴ東日本では、「迷惑電話おことわりサービス」を始め対策メニューを用意しています。

まずは近くのＮＴＴ東日本又は、局番なしの「１１６」へ相談してください。

４）３桁番号サービス

警察への急報	１１０
火事、救助・救急	１１９
電話の新設・移動の問い合わせ等	１１６
電話の故障	１１３
お話し中調べ	１１４
電報	１１５
電話番号案内（有料）	１０４
コレクトコール・クレジット通話	１０６
自動コレクトコール	１０８
時報（有料）	１１７
天気予報（有料）	１７７

（３）お得なサービス

１）マイライン

電話会社選択サービス「マイライン」・電話会社固定サービス「マイラインプラス」は、電話をもっと便利にご利用できるサービスです。あらかじめご利用になる電話会社を登録していただくことにより、従来必要だった「００ＸＹ」などの電話会社の識別番号をダイヤルする必要がなくなりますので、これまで以上に電話を手軽にご利用いただけるようになります。

①マイライン（電話会社選択サービス）

いつでも同じ電話会社をご利用になりたい方には電話会社固定サービス「マイラインプラス」もご利用いただけます。このサービスでは、通話ごとに電話会社の識別番号をダイヤルしても、ご登録された電話会社のみのご利用となります。

ただし、災害などの理由により登録された電話会社をご利用いただけない場合には、サービス解除番号「１２２」に続けて電話会社の識別番号をダイヤルすれば、登録されていない電話会社をご利用いただくこともできます。

②マイラインプラス（電話会社固定サービス）

あらかじめご利用になる電話会社を登録していただくことにより、通話の際には電話会社の識別番号をダイヤルせずに、その電話会社をご利用いただけるサービスです。

ただし、通話ごとに電話会社の識別番号をダイヤルした場合には、その電話会社のご利用となります。また、ＡＣＲなどの機能つき電話機をご利用の場合も、ご登録にかかわらず電話機が選択した電話会社のご利用となります。

ＡＣＲなどについてのお問い合わせは、ご利用の電話会社までお願いします。

※ＡＣＲ…自動的に電話会社を選択する機能のこと
（従来はＬＣＲと呼ばれていたものもあります）

※詳しいサービス内容・料金についてはＮＴＴ東日本（局番なしの「１１６」）へお問い合わせください。

２）固定電話から携帯電話への通話料金を安くする

固定電話から携帯電話に通話する際、携帯電話番号の前に「００３６」をつけてダイヤルした場合はＮＴＴ東日本が設定する　料金で通話できるようになりました。

①利用方法

「００３６」をダイヤルするだけ。

００３６　＋　相手の携帯電話番号

０９０－△△△△－ △△△△

０８０－△△△△－ △△△△

②利用対象回線（発信側）

対象となる発信側の回線は、ＮＴＴ東日本サービス提供エリア内（北海道、東北、関東、甲信越地区）の加入電話、加入電話ライトプラン、ＩＮＳネット６４、ＩＮＳネット６４・ライト、ＩＮＳネット１５００となります。

③利用可能な携帯電話会社（着信側）

すべての携帯電話会社

※ＰＨＳへの通話はご利用になれません。また、一部ご利用になれない携帯電話番号があります。

※本サービスのご利用にあたりお申込は不要です。

④「１８６／１８４」をダイヤルする場合

「１８６／１８４」＋「００３６」＋「携帯電話番号」となります。

※通話先・通話時間や発信事業者の料金プラン等によっては、一部お安くならない場合があります。

詳しいサービス内容・料金についてはＮＴＴ東日本（局番なしの「１１６」）へお問い合わせください。

（４）インターネットについて

若葉台団地では、インターネットに接続するためのサービスとして、ＮＴＴ東日本の集合住宅向け光ファイバーインターネットサービス「Ｂフレッツ　マンションタイプ」を始め「Ｂフレッツ　ベーシックタイプ」「Ｂフレッツ　ハイパーファミリータイプ」、ＡＤＳＬ等各種ブロードバンド回線が全棟で導入可能になっております。

１）Ｂフレッツ

※詳しい料金等はお問い合わせください

①マンションタイプ

集合住宅などで最大 100Mbps を共同利用するサービス。

※若葉台団地では、VDSL 方式によるサービス提供を実施

・同時セッション数：２

・接続可能端末台数：５台

②ハイパーファミリータイプ

最大１Ｇ（ギガ）ｂｐｓを、複数のお客様で共有いただくサービス

・同時セッション数：２

・接続可能端末台数：５台

③ニューファミリータイプ

最大１００ｂｐｓを、複数のお客様で共有いただくサービス

・同時セッション数：２

・接続可能端末台数：５台

④ベーシックタイプ

ＳＯＨＯや個人宅などで利用になる方向けのサービス

・同時セッション数：２

・接続可能端末台数：１０台

２）Ｂフレッツの特徴

①最大１００Ｍｂｐｓの超高速通信

光ファイバーの超高速通信で、快適ブロードバンド。

理想のライフスタイルを現実のものへと変えていきます。

②ＩＰテレビ電話、ＩＰ電話が使える

Ｂフレッツを利用して、各種ＩＰ電話サービスが利用できます。

③対応プロバイダが豊富

豊富なＢフレッツ対応のプロバイダから、お好きなプロバイダを選択できます。また、複数のプロバイダを利用す

ることもできます。

④充実のアプリケーションサービス
　プライベートからビジネスまで多彩なアプリケーションサービスを利用でき、アクセスサービスと組み合わせて、セキュリティ対策やコンテンツ視聴、テレビ電話など、さらにブロードバンドライフを便利で快適にできます。

⑤安心のサポート体制

ア　超カンタン設定ガイド
　ＮＴＴ東日本が用意するＣＤ－ＲＯＭを利用すると、利用者自身で簡単にパソコンの設定をすることができます。

イ　２４時間セットアップほっとライン
　　（無料）０１２０－２７５４６６
　フレッツのセットアップ（設定）でお困りの際は、専門スタッフが電話にて２４時間サポートします。

３）フレッツＡＤＳＬ　FLET'S ADSL
※詳しい料金等はお問い合わせください

タイプ	最大伝送速度		同時セッション数
	下り	上り	
モアⅢ（47Mタイプ）	47Mbps	5Mbps	2
モアⅡ（40Mタイプ）	40Mbps	1Mbps	2
モア（12Mタイプ）	12Mbps	1Mbps	2
8Mタイプ	8Mbps	1Mbps	2
1.5Mタイプ	1.5Mbps	512kbps	2

４）申込・問い合わせ先
　局番なしの「１１６」又はインターネット
　（http:www.ntt-kanagawa.com)

（５）災害時の電話利用
　地震、事故等の災害発生時に、大量の電話が殺到すると、被災地域内における電話が大変つながりにくくなってしまいます。
　このため、安否確認や、消防、警察への連絡等に支障が多く発生しております。

次のように電話をご利用いただき、効率的に安否等の連絡をお取りいただきますよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。
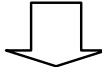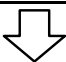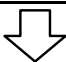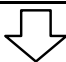
１）確実に連絡が取れる「１７１」の伝言ダイヤル

災害用伝言ダイヤル
171番

災害発生時、家族間で安否の確認や避難場所の連絡などをスムーズに行えるのが「**災害用伝言ダイヤル**」です。

※毎月１日（24時間利用可能）に「１７１」の体験利用ができます。

メッセージを録音		メッセージを再生	
171		171	
↓		↓	
録音は「１」をダイヤル ※暗証番号を利用するには「３」		再生は「２」をダイヤル ※暗証番号を利用する再生は「３」	
↓		↓	
被災地の方はご自宅の電話番号をダイヤル 被災地以外の方は、被災地の方の電話番号をダイヤル ○○○－○○○－○○○○ ※市外局番が同じ被災地の場合でも市外局番からダイヤルしてください。			
↓	↓	↓	↓
↓	プッシュボタン式電話機	↓	プッシュボタン式電話機
↓	1#	↓	1#
↓	↓	↓	↓
回転ダイヤル式電話機 録音	録音	回転ダイヤル式電話機 録音	録音
↓	↓	↓	↓
↓	9#	↓	9#
録音終了			

２）利用できる電話

災害用伝言ダイヤルの伝言登録、再生の利用可能な電話は、一般電話・公衆電話、ＩＮＳネット６４・１５００

＊携帯電話・PHS からも利用できます。

（一部の事業者を除きます。H10.4 現在）

３）登録できる電話番号（被災地内電話番号）

災害により電話がかかりにくくなっている地域。

エリアの設定は、都道府県を単位として行います。

４）利用料金

伝言の録音・再生時の通話料のみ必要です。

伝言蓄積等のセンタ利用料は無料です。

注：暗証番号のご利用により、他人に聞かれたくない伝言など特定の方々の間での伝言録音・再生も利用できます。

詳しい内容は、http://www.ntt-east.co.jp/voiceml/ をご覧ください。

5）災害時の電話ご利用に関する協力のお願い

３．電気・電力に関する事項

（１）若葉台における電力供給システムについて

団地内は、美観と防災上の見地から一部の幹線道路を除いて、地中高圧ケーブル「６６００Ｖ（ボルト）」にて各棟の電気室（借室）及びポンプ棟へ電力が供給されています。

建物内は借室内に設置された変圧器により低圧（１００／２００Ｖ）に降圧した後に、屋内配線等を経て、各住戸へ送電されています。

（２）東京電力㈱の危機管理体制について

１）配電の自動化システム

システムの導入によりコンピューターにて、高圧電線に信号（搬送波）を乗せて、高圧自動開閉器（スイッチ）を営業所の操作卓で開放・投入を行い、配電線事故の停電時間の短縮と範囲の縮小及び現地操作の省力化を図るシステムを、若葉台団地内は平成１１年３月に導入しています。

２）配電設備の巡視

架空・地中配電設備全体について外部から目視点検を行い、不良箇所を迅速に改修し停電事故及び公衆災害防止を図っています。

３）配電設備の点検

設備の劣化・機能等が外見目視で確認できないものについて必要に応じて工具・測定器を用いて調査・診断を定期的に実施しています。

なお、調査等により不良箇所が判明すれば、随時改修工事を実施します。

４）緊急出動と対応

落雷や、電柱への自動車衝突などの突発的に発生した停電事故の迅速な対応、また、警察、消防、行政からの緊急要請についても２４時間出動態勢を整えています。

（３）電気室（借室）について

建物の１階または、２階部分には、東京電力㈱に無償貸与している電気室（借室）があります。いつも鍵がかかっておりますが、万一開いている場合でも、室内は高圧設備

のため非常に危険ですから絶対に入室しないでください。
※「鍵は、東京電力㈱で管理しています。」

（４）契約容量について

各住戸の最大契約電流は６０Ａ（アンペア）まで可能です。

ただし、第１１～第１５住宅管理組合の住戸につきましては、住戸タイプ（広さ）により６０Ａ以上でも契約可能ですので、変更される方は管理センター（０４５－９２１－３３６１）にて確認してください。

なお、入居時、神奈川県住宅供給公社より渡された「住まいの手引」にも記載されています。

※電気に関する問い合わせの専用ダイヤル（２４時間対応）
神奈川カスタマーセンター第一
・お引越し・ご契約の変更　0120-99-5771
・停電・電気料金
（その他電気に関するお問い合わせ）　0120-99-5772
・FAXお申し込みサービス　0120-99-5788

《参考》
電気容量の基本料金は下記のとおりです。（平成17年2月現在）

契約電流	３０Ａ	（　　７８０円）	税抜き
	４０Ａ	（１，０４０円）	〃
	５０Ａ	（１，３００円）	〃
	６０Ａ	（１，５６０円）	〃

（５）電気の正しい使い方について

１）タコ足配線の禁止

コードやコンセントは、使用できる電気の量に制限があります。これを超えて使用しますとコードが過熱して火災の原因となることがあり危険です。

２）コンセントやプラグの点検

プラグは差し込んだままにしますと、チリやホコリがたまってしまいます。そこに湿気が加わると漏電や火災の原因となることがありますので、ときどき乾燥した布などできれいにしましょう。

３）大型電気器具の取付け

エアコン等の大型電気器具の購入にあたっては、あらか

じめ電気工事が必要かどうか販売店に確認しましょう。
また、契約電流の確認をしてください。

（6）停電について

工事等に伴う停電の場合は、原則として事前にお知らせがありますが、突発的な停電の場合には、下記の方法で分電盤内のブレーカーを確認してください。

1）住戸内全部が停電している場合

①契約ブレーカーが落ちている場合（容量オーバー）

分電盤内の契約ブレーカー（色付）のツマミが落ちていれば、電気の使い過ぎですので、使用している電気器具のコードをコンセントから抜いて、つまみを上げてください。

②漏電ブレーカーが作動している場合

分電盤内の漏電ブレーカーのつまみが落ちていれば、使用している電気器具か、または照明器具等の絶縁不良が考えられます。使用している電気器具のコードをコンセントから抜いて、漏電ブレーカーのつまみを一度下げ、再び上げてください。

なお、漏電ブレーカーのつまみが落ちるようであれば、照明器具または配線器具等の不良と思われますので、
東京電力㈱へご連絡ください。

2）建物全部が停電している場合

①停電灯（非常用照明器具）の点灯

建物内外の照明器具及び外灯の全てが点灯できません。

ただし、階段室、エレベーターホールの一部の照明器具には、蓄電池が内蔵されていますので、停電と同時に停電灯（３０分間）が点灯します。

②エレベーターの使用

エレベーターがたまたま走行中であれば、階間に停止して、いわゆる「缶詰」になりますが、電源が復旧しさえすれば再び正常に運転できるもので、それ自体は故障ではありません。

このような場合は、ただちに「非常ボタン」を押して

ください。「非常ボタン」を押すと、エレベーターホールの警報ベルが鳴り、第三者に知らせると同時に防災センターへ信号が送られ、監視員と直接通話ができます。

停電の場合は、複数のエレベーターが「缶詰」となる場合があります。防災センターでは、「非常ボタン」が押された時は、どのエレベーターかすぐ分かります。ただし、防災センターとの通話は１台ずつしか通話ができませんので、順番にお話いたしますので、しばらくお待ちください。

なお、かご内は、停電灯（３０分間）が点灯します。また、防災センターでは、停電の原因調査と同時にエレベーター保守業者へも連絡します。停電が復旧していない場合には、保守業者が現場へ到着次第順番に手動操作にて救出作業を実施いたします。

③給水装置（ポンプ）の停止・断水

ア　一・二丁目の給水施設（高置水槽方式）

水道本管からの水を一度地下受水槽に溜め、揚水ポンプで屋上に設けてある高置水槽に汲み上げて、落下圧を利用して各戸に水を供給する方式ですので、停電してもすぐに断水しません。

ただし、高置水槽に水を揚げることができませんので、高置水槽の水が無くなると断水しますので、水はなるべく使用しないでください。

イ　三・四丁目の給水施設（圧送方式）

水道本管からの水を一度地上受水槽に溜め、圧力装置や圧力ポンプで、圧力を加えて各住戸に水を供給する方式ですので、停電するとすぐに断水します。

※屋外共用水栓

水道本管から直結されておりますので、停電または、給水装置等の故障により水を送ることができなくても、屋外に設けられている建物前の共用水栓及び駐車場散水栓は使用することができます。

（７）建物内外の照明器具（共用部分）

階段室、エレベーターホール、廊下等の共用部分の照明器具の点滅方法は、建物の形状及び設置場所によって違いがあります。

１）自動点滅による点滅方法

建物の側面に設置されているセンサーにより、自動的に夕方点灯（暗くなると点灯）し、朝方消灯（明るくなると消灯）します。「昼間急に暗くなっても対応できます」

２）ソーラータイマーによる点滅方法

機器内に記憶された日入・日出時刻に合わせて、自動的に夕方点灯・朝方消灯します。「昼間急に暗くなった時には対応できません。」

３）手動スイッチによる点滅方法

それぞれの室内の出入口付近には、手動スイッチが設けられていますので、必要に応じてご使用ください。

なお、一部の建物の階段室では、どの階のスイッチを入れても、タテ階段全部の照明器具が点灯します。消灯の場合も同じです。

※手動スイッチによる点滅方式の場所については、昼間や不要の時間帯に点灯している場合は、節電のため、ひいては管理組合費節約のために、お互いが気をつけて消灯するように心がけてください。

関連施設等住所・電話番号一覧表

名　　　称	電話番号
若葉台管理センター（防災センター）	９２１－３３６１

◇集会所

管理組合	場所（棟番号）	集会所名	電話番号
第　一　住宅	１－　３　棟	みずき	９２１－５２２９
東マンション	１－　８　棟	ゆずりは	９２１－３００５
第　３　住宅	２－　２　棟	こぶし	
第　４　住宅	２－２２棟	くぬぎ	９２４－１０８８
第　５　住宅	２－１９棟	けやき	９２１－５４２２
第　６　住宅	２－１１棟	さわら	
第　７　住宅	４－２１棟	とちのき	９２２－１６１６
第　８　住宅	４－１１棟	ゆりのき	９２２－０８０８
第　９　住宅	４－１７棟	さざんか	
第１０住宅	４－　３　棟	やまもも	９２４－２０１６
第１１住宅	４－　２　棟	かえで	９２１－７３３７
第１２住宅	４－２８棟	もみじ	９２１－７４５７
第１３住宅	３－１０棟	すだち	９２２－９６２０
第１４住宅	３－１１棟	つばき	９２１－９１２３
第１５住宅	別　　　棟	あけぼの	９２１－００４４
賃貸住宅	３－　７　棟	しらかし	９２２－１５４１

◇官公庁他

名　　　称	電話番号
横浜市役所	６５１－１８３１
旭区役所	９２１－３００５
旭警察署	３６１－０１１０
旭消防署	９５１－０１１９
保土ヶ谷税務署	３３１－１２８１
横浜地方法務局旭出張所	３６５－１３００
横浜公共職業安定所	６６３－８６０９
ＮＴＴ東日本　入・退去関係 料金関係	１１６
東京電力神奈川カスタマーセンター	０１２０－９９５－７７１
横浜市水道局旭営業所	９５２－７０８０
横浜市環境事業局旭事務所	９５３－４８１１